

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月10日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第27号

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第14号中「看護師」の次に「、助産師」を、「社会福祉士」の次に「、主任介護支援専門員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。